

災害時対応自動販売機設置協定書

浦添市（以下甲という。）と沖縄コカ・コーラボトリング株式会社（以下乙という。）は、甲指定の場所への災害時対応自動販売機設置（メッセージボード搭載型）に関し、次のとおり合意し、この設置協定書を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時における自動販売機による、物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に暴風、豪雨又は同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から要請があったとき、乙は次条に定める災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の飲料水を市民に無料提供するものとする。

2 乙は第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（自動販売機の設置及び飲料水の販売）

第3条 甲は、乙が所有する災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）を、別表に定める場所内の甲の指定する位置に設置することを承認し、乙は、自らの管理の下に清涼飲料水を販売する。

（乙の立入権）

第4条 甲は、業務に支障が無い限り、乙の社員又は使用人が前条の自動販売機の商品補充、売上金回収及び機械の保全修理のため、その設置場所へ出入りすることをあらかじめ許可する。

（保守点検及び報告）

第5条 乙は、災害時において安定した供給を行えるよう月1回点検を行い、報告のため関係書類を毎年甲に提出するものとする。

（相互協力義務）

第6条 乙は、第3条の自動販売機の保全修理を行い、甲は、設置期間中においてその保全に協力し、故障、不都合等を生じた場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

（電気料金）

第7条 乙は、自己の負担において個別のメーターを取り付け、発生した電気料金相当額を甲の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（通信費用）

第8条 乙は、メッセージボードの表示に掛る通信費用については、これを負担しなければならない。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は平成19年8月17日から平成22年3月31日までとし、申出が無い限り自動的に更新するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲乙は、本協定を履行する為に開示された甲乙に関する情報及び本協定の内容を、本協定の有効期間中及び本協定終了後も甲乙の書面による承諾がある場合を除いて、第三者へ開示し、又は本協定の目的以外の為に使用しないものとする。

(協議事項)

第11条 本協定の履行・解釈について疑義を生じた場合及び本協定に定めない事項については、甲乙双方誠意を持って協議し、円満にこれを解決するものとする。

本協定締結の証として、本書二通を作成し甲乙各々署名押印の上、各自一通を所有するものとする。

平成 19 年 8 月 17 日

甲 浦添市

浦 添 市 長 儀 間 光 男 印

乙 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 石 岡 勝 三 郎 印